

手形割引にかんする一考察

— 為替相場の研究 (3・完) —

今 宮 謙 二

為替相場の研究・目次

- (1) 貨幣取引業と商業信用……第3巻第1号
 - はじめに
 - 第一節 貨幣取引業の本質
 - 第二節 貨幣取引業自立化の条件と「展開形態」の内容
 - 第三節 商業信用の特色と信用必然性の基礎
 - 第四節 商業信用形態における為替相場の現象形態
- (2) 外国為替手形小論……第3巻第2・3号合併号
 - はじめに
 - 第一節 外国為替手形の本質・特色
 - 第二節 手形の流通機能と両替現象
 - 第三節 為替手形の経済的機能
 - 第四節 外国為替手形と為替相場の関係
- (3) 手形割引にかんする一考察……本号
 - はじめに
 - 第一節 手形割引の基本的役割
 - 第二節 手形割引の本質
 - 第三節 銀行信用における為替取引
 - 第四節 利子率と為替取引・為替相場
おわりにかえて

は じ め に

本稿の目的は手形割引と為替相場の関連をさぐりながら、銀行信用のもと

における為替相場の現象形態を論ずることにある。しかしながら、利子生み資本の運動形態である銀行信用は「銀行資本として、再生産過程から分離、自立化した貨幣資本の、再生産過程との再統一の機構、あるいは形態である⁽¹⁾」から、手形割引が銀行信用形態のなかでしめる地位はごく部分的にすぎない。手形割引はのちにのべるように商業信用代位をあらわすものであり、資本の再生産過程への銀行信用による事後的介入ともいうべきものである。資本の再生産過程拡大に対応するべきものとしての銀行信用は、いわば事前の介入をおこなわねばならない⁽²⁾。したがって銀行資本のおこなう貨幣貸付の形態は多様性をもちながら、資本の再生産過程への事前の介入が現実的におこなわれている。事後的介入である手形割引は銀行信用の諸形態のうちのほんの一形態にすぎないものであるから、ここで論ずる為替相場の銀行信用での現象形態は全面的なものであるとはいえない。しかしながら手形割引が銀行信用形態でしめる特殊なかつ重要な位置を考えれば、本論での検討は全面的でないものの、もつとも基本的な面でおこなわれるとってさしつかえないであろう。

本稿ははじめに手形割引そのものについての予備的考察をおこなう。ここで手形割引の基本的役割や手形割引の本質をかんたんに考察する。以上の予備的考察をおこなってから手形割引と為替相場の関連をとりあげる。この関連をつきつめてゆけば、利子率と為替相場との関連の問題につきあたる。これが本稿のもつともおおきな課題である。

注 (1) 荒井正夫著『信用の基礎理論』未来社、1967年 73ページ。

(2) 「個別諸資本の再生産過程の必要とされる前貸資本量の増大を起点とする資本所有の量的限界止揚の要請は、再生産過程外部からの貨幣貸付である銀行信用によって対応される。しかしながら、このばあいの銀行信用は、機能資本の現実の再生産運動の開始に先行して、いわば事前的にあたえられるものでなければならぬのであって、手形割引、商業信用代位が資本の再生産運動にいわば事後的に銀行信用が介入し、たんに資本形態の転換を行なうにとどまるのとは、異なったものでなければならぬ。銀行信用は、このばあいには、機能資本家にとって現実の資本の再生産運動を開始する生産諸要素に転化する起動力となる貨幣資本

をあたえうるものであることが必要である」(深町郁弥稿「信用制度」岡橋保編『金融論体系』東出版 昭和44年 266ページ)。

第一節 手形割引の基本的役割

手形割引の基本的役割をあきらかにするために手形割引と手形流通＝貨幣流通との関係をはっきりととらえる必要がある。この両者の相異性と関連性をとらえなければ、手形割引の基本的役割は十分にあきらかにされないとおもわれる。

この点について、すでに前稿で若干論じておいたが、さらにたちいって検討しよう。

まず相異性についていえば、手形流通と手形割引は本質上まったく共通性のない、ことなつたものである。なぜならば、手形流通の本質は信用証書の通貨形態をあらわしたものであり、商品流通過程の媒介的機能をもっているものであるが、一方手形割引とは以上のような信用証書の通貨形態を直接的に否定することによつてのみ生ずるからである。信用証書が通貨形態をとっているかぎり、手形割引のおこる必要性も必然性もありえない。手形割引は信用証書が通貨形態をとれなくなつて、はじめて生じるものである。このことは、手形の通貨形態が貨幣の支払手段機能にもとづくのであるが、手形割引はこのような貨幣機能を否定することをしめしている⁽¹⁾。すなわち、手形流通と手形割引が本質的にことなるのは、貨幣の支払手段機能をみとめるか否定するかにかかわるわけである。以上のように本質的に手形流通と手形割引は相異しているわけであるが、両者はすべてにおいてまったくことなつたものであるわけでもない。つぎに両者の関連性を指摘しておこう。手形流通とは形式的には手形裏書譲渡行為の連続をしめすものであり、「債権債務関係の結成・その延長⁽²⁾」としてあらわれる。手形がこのような形態で流通しうるのは手形そのものに商業貨幣としての機能がそなえられているからであ

る。同時に商業貨幣としての手形は一面において流通空費節約機能をもあわせもっている。この流通空費節約機能は具体的に貨幣節約機能としてあらわれる。ところがこの貨幣節約機能は、あくまでも手形流通にそくしておこなわれるが、手形流通が中断された場合、この機能は停止せざるをえない。したがって手形のかかる機能停止を排除するために、さらに第三の手形機能が登場する。これが信用対象機能というべきものであり、この機能は手形が商業貨幣としてでなく信用証書としての本質から規定されるものである。以上のことは、手形の二重範疇すなわち商業貨幣と信用証書としての範疇によって手形の機能が規定されていることをしめしている。またおなじく手形そのものがおたがいに対立しあった二重範疇の統一物であることをしめしている。手形の存在そのものが本質としては信用証書でありながら、一方存在するためにことなつた範疇である商業貨幣との統一物としてあらわれざるをえない。このような二重範疇の統一物としての手形の存在は、手形の経済的機能によってあらわされている。手形流通も手形割引も手形の経済的機能としてあらわれるかぎり、両者はふかい関連性をもつといわざるをえない。すなわち、手形流通と手形割引の関連性は両者ともに手形の経済的機能をそれぞれあらわすということにもとめられるのである。

以上のように、手形流通と手形割引の相異性と関連性はつぎの事情によって規定されるといえよう。まず相異性は両者の本質にかかわる点においてみられるのであるが、その規定事情とはつぎのことをさすのである。すなわち手形流通は商業貨幣としての手形から規定され、一方手形割引は信用証書としての手形から規定されるという事情である。つぎに手形流通と手形割引の関連性を規定する事情は、手形流通形態にかかわる点にみられ、それは両者ともおたがいにことなつた範疇の統一物として具体的に存在する手形の経済的機能としてそれぞれ規定されるということにもとづくのである。さらに要約すれば、手形流通＝商業貨幣、手形割引＝信用証書という本質において相異性がとらえられ、関連性は、手形流通、手形割引いずれも手形の経済的機

能として統一されるという点にとらえられるのである。

さて以上のように、手形流通と手形割引の相異性と関連性をとらえたうえで、つぎに手形割引の基本的役割をあきらかにするために、手形を信用証書範疇としてとらえた場合のその意味するものはなにかという問題をとりあげよう。この問題をとりあげることによって、手形流通の中断化＝商業信用限界＝手形そのものの矛盾があきらかとなるであろう。

これまでの指摘であきらかなように、手形を信用証書範疇でとらえることは、手形の商業貨幣範疇の否定を意味する。このことは手形の通貨形態の否定を意味するわけであり、さらにいいかえれば、手形流通の否定になるわけである。手形流通が債権・債務関係の系列化の結成であり、最終的に手形どうしが相殺されるならば、支払機能の貨幣を代用しうるものである。この意味で手形流通は貨幣流通を代用しうるといってよいであろう。したがって手形流通の否定はあきらかに貨幣流通の否定であり、具体的にいえば手形＝貨幣流通の中断化を意味することとなる。ここに商業貨幣そのものの矛盾が存在するのであり、これは同時に商業信用の限界そのものをあらわしている。⁽⁵⁾ではなぜこのような商業信用の限界が生じるのであろうか。いいかえれば手形流通を中断せしめる商業貨幣の矛盾とはなんであろうか。この基本的矛盾はいうまでもなく、ほんらい債権債務系列をあらわすにすぎない債務証書＝信用証書である手形が、流通手段として機能するということにある。つまり信用証書の本質をもつ手形が商業貨幣となりうることに直接的かつ基本的矛盾がある。手形はほんらい本質的に流通しうるものでなく、したがって流通手段や支払手段となりうるものでない。手形の本質的範疇は信用証書にあり、商業貨幣でないことはこのことを意味するわけである。いわば商業貨幣範疇としての手形は、手形の流通形態をあらわしたものにすぎない。だから手形流通過程＝商業貨幣機能形態にある手形そのものは自己の本質を否定しているといつてよい。このような矛盾のあらわれこそ、手形流通＝貨幣流通の中断化であり、商業信用の限界をしめすものである。⁽⁶⁾

以上のように手形をたんに信用証書範疇としてのみとらえると、商業信用の限界を直接にあらわす貨幣流通中断をもたらし、手形そのものの自己矛盾がはっきりとあらわれる。このような手形の自己矛盾がはっきりすれば、手形割引の重要な役割があきらかになるであろう。なぜならば、手形割引は貨幣流通中断という商業信用限界を打破る役割をもっているからである。信用証書としての手形のもつ経済的機能は信用対象となりうることであるが、かかる機能をもつがゆえに商業貨幣の矛盾を克服することができるのである。手形割引の基本的役割はまさにこれにつきるといってよい。さらに手形割引の基本的役割が上記の性質をもつことから、つぎの性格が必然的に生じてくる。

第一に手形割引が商業貨幣の矛盾を克服する形態として必然的に加わってくるのが、「本来の貨幣信用」⁽⁷⁾である。商業信用に貨幣信用が加わり、両信用が交錯するということは商業信用が商品流通過程内にとどまっていることの克服としてあらわれることを意味する。この「本来の貨幣信用」のもっとも重要な行為としてみとめられるのが、手形割引⁽⁸⁾である。手形割引行為がこのような意味をもつものであれば、つぎのような重要な性格をもっていることはすぐに分るであろう。すなわち、手形割引は商業信用が銀行信用へ展開する媒介機能をもっているということである。「本来の貨幣信用」は銀行信用として全面的に発展せざるをえないからである。手形割引は一面で商業貨幣機能をもつ商業信用の代表である手形を前提として、その手形を割引くことによって「本来の貨幣信用」＝銀行信用が展開されてくるのである。つまり手形割引は手形流通という商業流通のわくをとりのぞき、したがって「商業信用のたんなる延長ではなく」⁽⁹⁾なり、ここに銀行信用の登場が可能となるのである。手形流通は手形にあらわされる商業信用に制約されているのであるが、手形割引はその制約をとりのぞき、銀行信用の形態としてあらわれるのである。

第二に手形割引の性格について強調しておきたいことは銀行信用面にそく

しての重要性にかんしてである。この点については、すでに花井益一氏が適切に指摘しているので氏の表現をかりることとしよう。

氏は信用制度・銀行信用・信用貨幣にたいする手形割引の意義役割についてつぎのようにのべておられる。

「割引を介しての手形流通基礎に立脚する銀行券の流通の仕方が、流通手段としての貨幣の運動は実は諸商品自身の形態運動にほかならないという周知の貨幣流通法則の本髄が発現するための唯一の現象形態であり、その基礎への立脚が本来の信用貨幣たる名にふさわしい銀行券発行の唯一の(本格的な)方法であることをほんとうに理解しているものはみうけられない。……銀行券の発行のための前貸の形式はたんに手形割引だけでなく他にもいろいろとある。しかしそれにもかかわらず本質的・本則的には、手形割引のみがその唯一の形式であることを知らねばならぬ」⁽⁶⁾

手形割引の性格は、たんに商業信用を銀行信用へ展開する媒介機能をもつものとしてのみとどまらず、以上のように銀行信用のもとにおける信用貨幣発生にとってもっとも重要な役割をはたすのである。手形割引の重要な性格は、手形割引が商業貨幣の矛盾を克服するという基本的役割によって規定されているといえよう。さらに手形割引がかかる重要な性格をもつものであるから、手形割引の検討は銀行信用のなかでもっとも基本的な面をあきらかにするといえるであろう。

注 (1) 拙稿「外国為替手形小論」『岐阜経済大学論集』第3巻第2・3号合併号。

(2) 「手形が商人たち自身のあいだで、次から次への裏書きによって、しかしその間に割引が行なわれることなしに、再び支払手投として流通する……」(Marx-Engels Werke Bd 25 Dietz 1964 S. 496 邦訳「マル・エン全集」25b 613ページ)。

(3) なお手形流通の通常の形式は裏書による手形の譲渡行為をさすが、裏書以外の方法による譲渡、たとえば指名債権の譲渡方法もある。もっともこの説は通説で、これにたいして消極説をとなえている伊沢孝平氏の見解もある。(同氏著『手形法・小切手法』有斐閣 昭和41年版 370ページ参照)。

(4) 川合一郎著『資本と信用』有斐閣 昭和29年 54ページ。

(5) なお商業信用の限界について、マルクスのつぎの有名な指摘がある。「商業信

用にとっての限界は、それ自体として見れば、(1)産業家や商人の富、すなわち還流が遅れた場合のかねらの準備資本処分力であり、(2)この還流そのものである」(Marx-Engels “op cit” S. 497. 邦訳 615ページ)以上のマルクスの命題にもとづいて、三宅義夫氏はつぎのようにのべている。「商業信の授受は、まず、かかるさいに自分が自由にしうる準備資本の大きさによって制限づけられる。がしかし、そもそも資本の還流がたしかでなければ、紡績業者は棉花商から信用で買うこと自身制限される。したがって商業信用は、右の限度とともに結局、再生産過程の流動性によって制限される。」(三宅義夫著『マルクス信用論体系』日本評論社 昭和45年 102~103ページ)。

以上の三宅氏のように商業信用の限界を、資本家の準備資本処分力と資本還流の遅れにもとめる見解は、純粋な商業信用の循環の特色を基礎として論じているから、かりに「循環説」と名づけるならば、これに対立して、「個別信用説」ともいふべき見解がある。たとえば、つぎのような見解である。

「商業信用による再生産の拡大と利潤率の増大および均等化には、明らかに一定の限界が存する。もちろん、商業信用は、その性質からいって、資本家と労働者のあいだ、および資本家と直接消費者のあいだの取引にはおよびえないが、しかしこれは商業信用の固有の限界をなすものではない。商業信用の固有の限界は、むしろ商業手形の流通が、特定の使用価値を有する商品の信用売買と不可分の関係にあるという点で、根本的に制約されているということにある。すなわち、商業手形は、特定の資本家を支払人とし、特定の支払期限と支払金額とを有する債権なし債務証書にはかならないので、ここから手形の流通による債権債務の相殺関係に一定の限界を劃されざるをえないことになる。なるほど、手形の裏書きは、手形の支払いにたいする資本家の共同保証行為であって、手形の信頼性をたかめ、流通範囲を拡大しはする。しかし、これはまだ個々の資本家による個別的な共同行為にすぎず、手形が本来的にもっている右の限界を止揚するものでない」(鈴木鴻一郎篇『経済学原理論 下』東京大学出版会 1962年 359ページ)。

以上の見解によれば、商業信用の限界は、特定使用価値をもつ商品の信用販売とむすびついているというのである。このことから、商業信用の個別的諸事情が規定されることとなるのである。この点をさらに明確にしたのは日高普氏である。氏はつぎのようにのべている。

「まず第一に商業信用の限界は、社会的に転々と流通すべき手形が、ある特定の個別資本の特定の事情に応じて振出されるところから生ずる。商業手形は、振出されるときに事情に応じて特定の金額を表示し、特定の期間をもつ。……もう一つ債務者の信用度の問題がある。手形の最終的債務者はいうまでもなく支払人で

あって、直接の取引相手は、その信用度についてかなり熟知しているであろう。ただ商業手形が転々と流通して、支払人のもたらはなれるにしたがって、手形を受けとる者は支払人の個別資本のもっている事情から疎遠になり、安心して受けとれるかどうかわからなくなる」(日高普著『商業信用と銀行信用』青木書店1966年 109~110ページ)。

以上ながながと紹介してきたが、商業信用の限界についてこれまでみてきた議論には問題があるとおもわれる。第一に三宅説は、すでにのべたように商業信用の限界を商業信用の循環の特色にもとめられる。マルクスはこの特色を、①信用決済は資本の還流にもとづき、遅れる場合は手形振出人の準備資本処分力によること、②現金支払の必要性はいぜんとして存続すること、と指摘している。たしかに商業信用の展開にとって、このような特色をもつ循環形態があってはとおおくの制約をうけざるをえないことはあきらかである。しかしながら、このような条件は商業信用の制約条件たりえても、それがただちに商業信用そのものの限界となりうるものではない。限界であるならば、商業信用そのものがこれ以上展開できえないギリギリのさかいをしめすものでなくてはならない。この意味で三宅氏の「循環説」は商業信用の限界を制約する条件をのべたにすぎず、限界そのものをいいあらわしたものととは考えられない。つぎに、第二の「個別信用説」はどうか。たしかに商業信用は、商人や個別資本家のあいだの信用関係であるから、個別的な事情に制約される場合がおおい。またとくに商品流通過程そのものに限定されている点におおおくの制約があることも事実である。しかしそうであるものの商業信用そのものがすべて私的信用であり、個別的事情や個別的関係によつてのみ規定されて、一般社会性をおびないといいきるには、いろいろ問題があろう。手形流通が私的側面をもっているが、すべて私的または個別信用であるとするのはいささか無理な解釈とおもわれる。しかしこの点は別としても、「個別信用説」が商品流通過程にそくして商業信用が形成されているというかぎりでは正しいであろう。しかしながら、このことは商業信用の性格をあらわすだけであって、商業信用の限界を直接にしめすものではない。「個別信用説」は、一般的にいえば、商業信用の性格の特徴をのべたものであるにすぎない。問題はこのような特色をもつ商業信用が、この特色を基本的条件としてどのような限界につきあたるかどうかということであろう。個別資本家の振出す手形がさまざまなこととなった期日や、ことなった金額などをもつことは直接的に商業信用の限界となるものでない。また債務者の信用度も実際の手形流通の場合、手形の最終支払人の信用度というよりも手形所持人は前の裏書人を信用することがおおく、とくに直接的な限界となるものでもない。したがって、このような「個別信用説」の見解も商業信

用の限界を直接的にいいあらわしたものととは考えられない。商業信用の限界そのものを直接的にあらわすのは、商業信用の代表である商業貨幣としての手形が、流通できなくなった点に、いいかえれば貨幣流通の中断化にあるといえよう。この点前稿「外国為替手形小論」で、わたくしが商業信用の限界についてのべたことは若干不十分であったので、上記のように訂正しておきたい。

(6) これは商業信用限界それ自体をのべたのであり、限界を形成させる条件や制約要因の問題は別のことがらである。限界を形成させる条件や制約要因は上記の注5でも若干ふれたがたくさんある。もっとも基本的条件は、商品流通過程にそくして信用が形成されるという商業信用の性格にもとめられよう。「商業信用それ自体は商品流通の一形態」なのである。(飯田繁著『利子つき資本の研究』有斐閣 昭和34年 461ページ)。このことは、商業信用が商人、生産者、あるいは機能資本家間の商品流通にとどまらざるをえないことを意味している。

(7) Marx-Engels “op cit” S. 501 邦訳 619ページ。

(8) 手形割引以外の「本来の貨幣信用」としては、いわゆる「貨幣前貸」という形でおこなわれるものがある。「貨幣前貸」は、手形割引以外の通常の銀行の貨幣形態による貸付のことをさす。マルクスはそれをつぎのようにまとめている。①対人信用による直接前貸、②利子付証書、国債・株式にたいする担保前貸、③商品所有証書にたいする担保前貸、④当座貸越 (Marx-Engels Werke, “ibid” S. 417 邦訳 25a 507ページ) ここでは、貨幣形態による貸付であるから、この前貸を受取るものはただたんに「貨幣を受取るだけでなく、貨幣資本をも受取るのである」(“ibid” S. 444 邦訳 545ページ) なおマルクスのいう「本来の貨幣信用」について三宅義夫氏はつぎのように解説されている。

『資本論』で用いている『本来の貨幣信用』という語は、資本の貸付にたいしてたんなる貨幣の貸付をさすのではなかろうか、または自己の銀行の銀行券とか帳簿信用とかをもってする貸付でない貸付のことでなかろうか、と考えておられる向も一般にすくなくないようである。そこで『資本論』ではいかに用いられているかをこのさい明らかにしておこう。……『本来の貨幣信用』というのは、かかる商品資本が貸付けられるところの商業信用に対置してここで用いられていることは明らかであって本来の貨幣の形態での信用が行なわれるといっているのは、見紛う余地がないであろう。(三宅義夫著『貨幣信用論研究』未来社 1956年 284～285ページ)。

また前貸という概念について日高普氏がつぎのように指摘されているので、紹介しておこう。

『前貸』という概念は、通俗的にもまた『資本論』でも、資本投下という意味

と貸出という意味と両方に用いられる。貸出といっても、消費金融のようなものはおそらく前貸といわないであろう。貸出した資金が返済を可能にする元本として役立つるばあいで貸出であろう。そういう貸出と資本投下と両方の意味を持つということは、その両方がひとつであったところから出てきた概念だとは想像できないであろうか。」(日高普著『銀行資本の理論』東京大学出版会 1968年 191ページ)。

- (9) 高木暢哉著『信用制度と信用学説』日本評論社 昭和34年 56ページ。
 (10) 花井益一著『貨幣信用論研究』日本評論社 昭和42年 56～57ページ。

第二節 手形割引の本質

第一節で手形割引がおこなう基本的な役割をみてきたが、つぎに本節では手形割引の本質はなにかという問題を検討する。

そのために手形割引が貨幣流通中断をいかにして克服するかということをしるにたちいて検討しながら、議論をすすめる。

そもそも貨幣流通中断の可能性はすでに手形流通そのもののなかにふくまれている。なぜならば、手形流通はつぎのことを意味しているからである。

「手形流通は商品の流通を基礎とするが、しかしその商品は、なされた販売によってすでに貨幣に転化されている、といっても、この転化はまだ社会的に妥当的になされたのではなく、ただ私的行為としての買手の支払約束において存在するにすぎないのである。」⁽¹⁾

つまり、手形流通そのものは商品を貨幣に転化させたのではなくて、(もしも貨幣に転化されていれば貨幣流通中断は生じない)あくまでも商業貨幣に転化させたにすぎない。ところが、この商業貨幣は商品価格の社会的実現をおこなったものでなく、たんに買手を債務者に、売手を債権者へ転化させる債務証書の本質とするものである。これがすでにのべた商業貨幣の矛盾であるが、この矛盾が限界に達しないかぎり⁽²⁾、手形流過程は円滑におこなわれる。このかぎりでは手形は商業貨幣機能が十分に発揮されているといえる。この場合手形は満期日まで商業貨幣として流通し、最終的にはほかの手形と相殺され

て貨幣の支払手段機能を代用することとなる。しかしこのような例はどちらかといえば特殊な場合がおおく、普通の場合手形は商業貨幣機能を停止することがおおい。これが手形流通の中断であり、手形が裏書譲渡されなくなる場合である。商業貨幣機能をいとままない信用証書たる手形が累積してゆけば、手形所持人はたとえ商人・生産者であろうとかれらの資産の流動性は不足してゆくこととなる。ここに信用証書である「手形が満期になる前に貨幣にかえる⁽⁴⁾」ところの手形割引がおこなわれるのである。かくして手形割引がおこなわれるのは「普通の事業家が……自分の資本の貨幣形態を先取りすることによって再生産過程の流動を保つためである⁽⁵⁾」。手形割引の結果割引依頼人へ渡される貨幣は、あきらかに手形の満期まで前貸であり、貸付である。手形割引の本質はここにもとむべきである。すなわち手形割引の本質は貸付取引にはかならないのである⁽⁶⁾。

ところが手形割引の本質を貸付取引であると規定することによってすべての問題がかたづいたわけではない。むしろ手形割引の特色はこの本質がそのまま完全にあらわれず、さまざまな複雑な形態をとることにある。手形割引のこの複雑な形態をとらえなくては、手形割引そのものの本質を完全に理解したことになる。つぎにこの問題を考えてみよう。

この複雑な形態の問題とは、手形割引の本質が貸付取引であり、したがって手形が現実の貨幣に転化することであるにもかかわらず、なぜその形式が売買形態をとるかということである。ところで、手形流通と手形割引はことなつた範疇にあり、相互に対立した内容をもつものである。つまり手形流通の形式は、手形→商業貨幣、という形態、手形割引の形式は、商業貨幣→手形→現実の貨幣、という形態をとっている。この両形式の基本的相異は、手形流通形式が手形を通貨形態へ転化させることによって商品流通過程を媒介しているのにたいして、手形割引形式は商業貨幣という通貨形態を否定して手形として信用証書に転化したことをまず出発点とする。このことは貨幣流通中断を意味することはすでにのべたとおりである。手形割引形式

は、このように商品流通と分離した貨幣流通を媒介するために、手形を現実の貨幣、へ転化させるのである。以上の相異点はさらにつぎの第二の相異をひきおこす。つまり手形から商業貨幣への転化は手形内部の問題——手形が通貨形態化すること——であるが、手形の現実貨幣への転化は手形と貨幣ということになった二つの存在物にかかわる問題である。この場合手形は貨幣と交換されるものはすべて商品であるという商品生産様式個有の擬制化によって手形＝商品という形態をとるかにみえるのである。

以上のように手形割引の場合、手形が商品へ擬制化されれば形態としてはエンゲルスのいうように「純粹な売買である。手形は裏書きによって銀行の所有に移り、そのかわりに貨幣は客の所有に移る。客のほうからの返済は問題にならない。……通例の割引取引では銀行の客は資本でも貨幣でも前貸を受けるのではなく、売った商品と引き換えに貨幣を受け取るのである⁽⁷⁾」。しかしこのエンゲルスの指摘は、あくまでも手形割引の形態を問題としたのであって、手形割引の実体をあらわしているものではない。問題は手形割引の本質・実体が貸付行為であり、信用関係がはいりこむにもかかわらず、形態としてなぜ純粹な売買としてあらわれるかということがあきらかにされなくてはならない。さきあげたように手形が商品へ擬制化されるという一般的な説明でなく、手形割引そのものの特色にそくしてとかれねばならない。ここで手形割引が前貸でなく売買であるといったエンゲルスの理由を検討する必要がある。エンゲルスのあげた理由は第一に客のほうからの返済がないこと、第二に資本の移転が相互的であるという二つのことに帰せられる。この理由をよく考えてみると、第一の理由は手形の最終支払人は手形引受人（為替手形の場合）であることをあらわし、第二の理由は手形割引のさいの資本形態の変化をしめたものにすぎないとおもわれる。これらの二つの理由は最終的につきつめてゆけば、いずれも商業信用を前提としていることにふかい関連をもっていることがわかる。手形割引は商業信用を前提とせねば成立しえないことはあきらかである⁽⁸⁾。すなわち手形割引は一面において商

業信用にその地盤があると同時に、その本質は貸付行為にほかならず、したがって一面において銀行信用の地盤をもつ。もっとげんみつに言えば、手形割引は商業信用から銀行信用への展開の一要素をしめすもの、あるいは商業信用の銀行信用による代位といふべきものである。手形割引の本質を貸付取引と規定することから必然的にうまれてくる内容とはこのことをさすのである。しかしながら、手形割引が本質的に貸付取引＝信用取引であるにもかかわらず、さきにのべたように一面で商業信用を前提とせねば成立しえない。このような前提があることによって、手形割引の形態は売買の形をとらざるをえないのである。つまり手形割引が売買形態をとる必然的要因は、その前提に商業信用＝商品売買取引が存在するということにもとめられる。

以上のように手形割引の本質は信用取引＝貸付取引であるが、形態的には手形売買という形をとるのであるが、いまあげた必然的要因のみでは抽象的でかならずしも十分な説明であるとはいいきれない。そこでさらにたちいって解明するために、さきにあげた返済問題を検討しよう。

手形割引において返済問題が生じないようにみえることは、たしかに手形割引は貸付取引ではないとみなされる根拠がある。貸付であれば必然的に一定期間後に返済が生ずるからである。手形割引という貸付取引で返済が生じないようにみえるのは、商品流通過程を媒介する手形と一体化しているからである。しかしながら、返済問題が生じないように外観上みえるだけであって、実質的にいって、返済問題は存在しているのである。このことは手形売買の形態をとる手形裏書譲渡とはなにを意味するかをたしかめることによつてはっきりするとおもわれる。ほんらい手形裏書譲渡行為そのものはいうまでもなく商品流通過程内にかぎられる。ところがこの過程に銀行が介入するのは商品流通過程とはまったく無関係である。ただ裏書譲渡という手形上の取引形式を法律上ひきついだものにすぎない。では裏書譲渡とは手形上のいかなる権利をひきわたす行為なのであろうか。裏書をして手形所持人となつたものの権利は、手形支払人へたいする手形金額請求権と裏書人へたいする

償還請求権である。この手形上の権利の行使は、債権者である手形所持人が手形満期日に権利行使の意思表示をおこなうことによっておこなわれる。つまり手形所持人は手形を呈示して手形債務者へ手形金額の支払いを請求するわけである。

この最終所持人が銀行であるとすれば、銀行はこの場合手形割引をおこなって手形権利をもっているのであるから、手形が満期となって、手形金額の支払いを受けた場合、「銀行は、これを、さきに割引依頼人にたいし渡した銀行通貨の返済の意味で受けとる。」⁹³

以上は手形が満期のさいに不渡りとならず決済された場合を想定したのであるが、この場合でも一応返済の問題はけっしてなくなつてはいない。これがさらに不渡りとなった場合を考えると、手形売買の形はさらにくずれてゆくようである。手形が満期日に不渡りとなった場合、かりに手形支払人をAとし、以下B→C→D→E、と裏書人が連続して存在し最終所持人をFとしよう。Fは手形上の権利として手形金額を手形支払人AおよびB、C、D、Eの裏書人のだれにでも直接請求することができる。かりにCがこの請求に応じて手形金額をFに支払ったとすれば、こんどCはBとAにたいしてのみ手形上の権利を遡求（これを再遡求という）することができることとなる。DとEはこの場合手形上の義務はすべて消滅しうることとなるわけである。しかしこの場合Fが銀行であり、Eが銀行Fへたいする割引依頼人であるとしよう。上記の例は手形売買説として法律上手形の償還請求権しか存在していないことを前提としてきた。⁹⁴しかし銀行Fは割引依頼人Eから割引いて手形を取得した場合、いったいだれにたいして貸付をおこない、だれにたいして債権をもったことになるであろうか。たとえば一つの考え方として荒井正夫氏はつぎのような見解を主張している。

「手形割引によって、銀行はB（この場合Bは手形支払人をさす——引用者注）に対する債権を獲得し、Bは銀行に対する債務を負うことになった。それは、手形割引という取引において、銀行がBにかかわって商品等価を支払っ

たことを意味しており、したがって今では、銀行がBに対して商品等価を貸付けていることになったからである。」⁽⁶⁾

以上の見解をさきの例にあてはめてみれば、銀行Fは手形の最終支払人Aにたいして貸付をしたこととなる。はたしてそうであろうか。法律上の手形売買説を純粹に解釈すれば手形支払人が最終債務者であるから、このような見解は一見してもっともらしくみえる。しかしながら、現実的に手形が不渡りとなった場合に、銀行Fは貸付相手たるAへのみ請求をおこなうであろうか。通常銀行Fは割引依頼人Eへたいして、たんなる手形上の償還請求権のみでなく、それ以上の債務としていわゆる買戻し請求権⁽⁶⁾を負担をさせているのが現状である。つまり銀行にとって直接の貸付対象者は手形の最終支払人ではなく、あくまでも割引依頼人であると考えられる。したがって銀行Fは手形不渡りの場合は直接貸付対象者たる割引依頼人Eから手形金額の返済を要求しうることとなるのである。ただしこの場合、法律上の消費貸借説が正当であることを意味するわけではない。手形割引行為はさきへのべたように単純な貸付行為でなく、したがって手形貸付のような消費貸借⁽⁶⁾としてわりきるわけにはゆかないからである。とはいえ、手形売買であるとして返済問題が生じないといいきるわけにもゆかない。手形が決済されたとしても、あるいは不渡りとなったとしてもいずれの場合でも返済問題は以上のように生ずるからである。以上のことは、本質は貸付取引であるにもかかわらず、形態的には手形売買をとる手形割引取引の複雑な現象をあらわしていると考えられる。

注 (1) ヒルファディング著『金融資本論 上』岩波文庫版 122ページ。

(2) 商業貨幣の矛盾=商業信用の限界があらわれる場合は、具体的にさまざまな条件に応じてことになってくる。この矛盾・限界の制約要因はさきへのべたように商品流通過程にとどまっていることを基本とし、そのほかにもその結果、私的個別の関係下にあることや、最終支払人の支払能力にかかるとかいろいろある。したがって、限界が爆発するのはこれらの制約要因とからみあって、たとえば商品流通がスムーズに運行しなくなった場合や、あるいは恐慌の場合とか具体的状況はさまざまある。貨幣取引が商品取引と独立すればそれ自体特有の法則をもつこと

はいうまでもない。「貨幣取引が商品取引から分離されるや、それは一つの特有な発展をもち、それ自身の性質によって規定された特殊な諸法則と独特な諸段階とをもつ」(『資本論にかんする手紙 下』国民文庫版 363ページ)。

- (3) 手形の裏書譲渡行為は、信用証書としての手形を流過程に投げこむための唯一の方法である。手形は本質的に信用証書であるからこそ、かんたんな安易な流通形式をもつことはできないのである。「手形にもっともかんたんな流通形式である無記名、持参人払方法がみとめられていないのは、手形が信用証書としてあるからに外ならない。信用を重視することと、その証書の流通性の矛盾を解決するのが裏書による手形の譲渡に外ならない」(鈴木竹雄著『手形法・小切手法』法律学全集 第32巻 有斐閣 昭和41年 43~44ページ)。ただし裏書譲渡そのものは手続き上はかんたんである。なぜならば、あまりにも厳格にすれば手形流通の支障となるからである。とはいえ、小切手のように安易な流通形式はとれないのである。

(4)(5) Marx-Engels "op cit" S. 416. 邦訳 507ページ。S. 440 邦訳 540ページ。

- (6) ここで高木暢哉氏の見解について若干ふれておこう。氏は手形割引を二重の性質ととらえてつぎのようにのべておられる。

「手形割引は、二重の性格をもつことになる。一つは商業貨幣と銀行貨幣との交換、これは貨幣流通技術に関することで、ここでは貨幣取引業者としての銀行の性格が現われる。もう一つは商業信用の銀行信用による肩代り代位、それは貸付取引にかかわりをもち、銀行は貸付業者としての資格においてなすのである。銀行業の本質は貨幣取引と貸付取引との一体化的統一にある」(高木暢哉著『信用制度と信用学説』日本評論社 昭和34年 10ページ。)高木氏の指摘されているように銀行業の本質はたしかに貨幣取引と貸付取引の一体化的統一にあるといつてよいかもしれないが、それがそのまま手形割引の二重性格としてとらえられると問題があるとおもわれる。すでにあきらかにしたように、手形割引の本質は貸付取引そのものであり、基本的に貨幣取引的性質を本質とするものでない。つまり手形割引は氏の主張されているように、商業貨幣と銀行貨幣との交換ではない。手形割引は、たしかに貨幣形態の転化であるが、この形態転化は商業貨幣から銀行貨幣への転化という意味でなく、貨幣請求権が現実の貨幣に転化する意味である。つまり非流動的な信用証書が流動的な現実貨幣に転化するるのである。この意味をはっきりとらえないと、なぜ再生産過程を流動的にするかということの重要性が見失われるとおもわれる。ただし高木氏は最近の著では正しくつぎのようにのべておられる。

「手形割引を、商業通貨と銀行通貨とのあいだの単なる交換とみる見方もあるが

それは二つの点からいって、正しくない。

第一に、銀行券と交換されるものを、商業通貨といってしまうと、誤りになる。銀行に差し出される商業手形が流通状態にある商業通貨であるなら、これを銀行に持ちこんで、銀行券と置き換える必要はないはずである。流通しない状態にある単なる商業手形でしかない場合のみ、銀行手形への置換が求められる。それが手形割引の貨幣流通上の意味である。流通状態にある商業手形、すなわち商業貨幣にまで展開された姿の商業手形と、その当初の形態すなわち単なる商業手形とが区別されていないところから生じる誤りだ。

第二に、手形割引においては、割引料が生じる。割引料が生じるのは、手形割引が、単なる商業手形＝単なる商業信用と、通貨として機能する銀行手形＝銀行通貨との交換であるからだ』（『貨幣・金融の基礎理論』ミネルヴァ書房 昭和43年 254～255ページ）。

(7) Marx-Engels “op cit” S. 444 邦訳 546ページ。

(8) ここでこのエンゲルスの説明について、いろいろ議論がされているので、かんたんに紹介しておこう。この点についてははじめに問題を提起したのは三宅義夫氏である。氏はつぎのようにのべておられる。

「ここで純粋な売買であると説明しているのは、エンゲルスとしては前貸ではないという点を強調したものと思われるが、手形割引は普通の商品の売買と同じではなく、割引依頼人としては支払人にたいして与えているその私的な信用を銀行に肩代りしてもらい、そして不渡になれば遡及を受ける。したがってそこには信用関係が入っているのであるから、この説明はやや単純化しすぎているように感じられる」（三宅義夫著『前掲書』441ページ）。この点について麓健一氏も三宅説を是認して、同じ見解をしめしておられる。（麓健一著『金融経済論』日本評論社 昭和31年 195ページ参照）。日高普氏もつぎのようにのべておられる。「手形割引は商品売買の形態をとり、銀行による商品の購買であるとしても、その商品は債権にほかならない。そして債権の購買であるかぎり、銀行にとっては信用の授与であり、貸出である。割引依頼人にとっては債権を流通手投である銀行券に形態転化したことになろう。問題は、割引依頼人にとって、その形態転化がどういう意味をもつかであって、『純粋の売買』『まったく普通の売買』といってしまうと、この問題が完全にぬけてしまうのである」（日高普著『前掲書』204ページ）。

手形割引は資金の貸付をなすという立場でエンゲルスを批判しているのは、宇野弘蔵氏である。氏はつぎのようにのべておられる。

「手形の割引は、銀行にとっては利子を差引して手形を買取り、一定期間後に手

形金額を支払われるというので、G—W—Gの形式をとる売買となるのであるが、しかしそれがためにこれが資金の貸付をなすものでないとはいえない。……割引を受けた『顧客』自身は返済しないかも知れないが、手形の支払人は返済しなければならない。しかも手形の振出人はすでにその返済を予想して利子まで支払っている。銀行側でこれを買入れと見たからといって、それが資金としての貨幣の一定期間の貸付であること、しかもそれが流通資本の一部を節約し、生産資本化を促進するものであることには変りはない。」(宇野弘蔵著『経済原論 下』岩波書店 昭和27年 246～247ページ)。

なお、これらの問題に関連して、いわゆる「貨幣の前貸と資本の前貸問題」についておおくの議論がある。この議論については、宇野弘蔵篇『資本論研究 V 利子・地代』筑摩書房 1968年 203～217ページ、日高普著『前掲書』第二部、三宅義夫著『前掲書』第八章などを参照のこと。とくにこのなかで、エンゲルスの主張を批判して、三宅氏は、この問題は銀行業の立場から考察すべきと主張する。この主張は、ほぼ通説のようであるが、この説について批判し、銀行取引先の立場からのみこの問題は解決されると主張しておられるのは花井益一氏である。(同氏著『貨幣・信用・恐慌の基本理論』日本評論社 昭和44年参照)。

- (9) 「手形割引という銀行信用形態は、すでに存在している商業信用、および特に手形流通によって、究極的に制約されている」(荒井正夫著『前掲書』87ページ)。
- (10) この点について花井益一氏はつぎのようにのべておられる。

「商業信用こそ Handelskredit としての実を内持しているものであり、銀行信用は、あえていってみれば、商品の日常的な運動に、商取引の日々の動きに、じかに接することができず、そのためには商業信用という媒介者がいる。銀行信用をして直に Handelskredit たらしめているものは、手形割引による商業信用との結びつきである。手形割引こそ、Handelskredit としての実を示すための銀行信用の商業信用への結びつきを可能にしたのであり」(花井著『貨幣信用論研究』61ページ) また高木暢哉氏もつぎのように主張されている。

「貸付取引の観点に限り手形割引の意味や内容について考えてみると、商業信用の既存こそが手形割引にとっての不可欠の条件であることを知る。商品を信用で売るものは商業上の債権となり、その債権を文書に記した証書を与える。そうして生じる手形を人は割引にあたって銀行に差し出し、銀行がこんどは債権の所持者となる。手形割引の内実が商業債権の肩代り移転売買であることがわかる」(高木暢哉著『信用制度と信用学説』日本評論社 昭和34年 47ページ)。

- (11) 手形割引の本質にかんする法律学上の学説および判例はおおきく四つにわかれるが、それはつぎのものである。

「まず第一説は、売買説であって、手形割引は手形売買であるとし、割引依頼人の基本意思是、自分の所持している手形を譲渡して割引代金を受取るというだけのものであり、正常の経過をたどれば、これで法律関係は終るのであり、……手形割引は普通の貸付のように取引先に金を使用させることを目的とするものではなく、手形の主たる債務者による満期における弁済ということが中心であるから、消費貸借ではなく売買であるとする。……」

第二説は、消費貸借説であって、手形割引は、売買としては、売買終了後における元主の責任が余りにも重く特約されているから、この点を考えると、手形割引は、売買というよりは消費貸借という方が当たっているのである。……

第三説は売買と消費貸借との併存説であって、手形割引は、手形の売買であるが、これに消費貸借が併存するとし、銀行は売買の結果として手形を完全に取得するが、同時に割引依頼人に対する金銭の貸付によって消費貸借に基づく貸金返還請求権をも取得する。……

第四は、無名契約説であり、手形割引については、その内容を画一的に決定することはできない。」（田中誠二著『前掲書』321～322ページ）。

- (12) 法律学者のあいだで、裏書譲渡の場合、なにを移転したかについて意見が分れている。多数説としては、手形上の権利の移転を主張する見解があり、少数説としては、手形所有権そのものの移転と解する見解もある。なお手形上の権利と手形所有権とは、密接な関連をもっているが、多数説の意見はつぎのとおりである。

「手形を授受するに当っては、通常の当事者の合理的意思は手形上の権利目的とするものであって、手形証券に対する権利は付随的なものであり、しかも、これは所有権であることを要しないで、単なる所持をもって足りる」（田中誠二著『手形・小切手法詳論・上』勁草書房 昭和43年 214ページ）。

- (13) 高木暢哉・竹村脩一著『貨幣・金融の基礎理論』255ページ。
- (14) 「手形割引は、当初、売買契約当事者のあいだで授受された商業信用を、債権＝証券の売買を介して、金融機関を手形債権者とする信用に改めるものである。ただし、手形割引は手形の売買という法形式をとっているから、手形を割引いた銀行その他の金融機関はもっぱら手形上の債権のみを行使しうるにとどまる」（川村泰啓著『商品交換法の体系(上)』勁草書房 1967年 601ページ）。
- (15) 荒井正夫著『前掲書』83ページ。
- (16) 買戻し請求権の法律的性格などについては、『手形割引』ジュリスト選書、有斐閣 昭和38年 を参照のこと。
- (17) 「手形割引には、その手形の不渡その他一定の場合に銀行が割引依頼人に対し手形の買戻し請求権を有することが取引約定書に定められており、昭和37年8月

制定の銀行取引約定書ひな型第6条においてもこの買戻し請求権が定められている」(田中著『前掲書』325ページ)。

- (18) 「手形貸付というのは……約束手形を借用証文の代りに用いた消費貸借です」(鈴木竹雄編『手形貸付』ジュリスト選書, 有斐閣, 昭和38年 13ページ)。

第三節 銀行信用における為替取引

以上のように手形割引の本質を信用取引(貸付取引)と規定し、その基本的役割を貨幣流通中断の克服にあるととらえ、その結果手形割引のもたらす内容は銀行信用による商業信用代位である、とすれば、このような手形割引と為替相場のかかわりはどうとらえるべきであろうか。本節ではこの問題を取りあげるために、銀行信用支配のもとで為替取引がどのようにあらわれるかということを検討する。

手形取引はたんに商品流通過程の中断を克服するのみならず、商品流通範囲の拡大をうながすことはいうまでもない。手形取引のこのような性格からつぎの三つの事実が生じてくる。

「手形取引にとっては、ことに国際関係の拡大が決定的である。手形取引は、対外関係の広く枝を張った網を必要とする。次にここでは外国為替の比較的長い流通期間が、場合によっては比較的大きな資本を固定させることを、必要ならしめる。第三に、手形の相殺による決済もここでは一様でなくなる。したがって外国為替取引は、給付能力ある大きな組織を必要とする。……外国為替業務を有利に経営しうするためには、為替裁定取引もこれと密接に結合されていなければならない。そのためには、一面では広範囲の取引関係が、他面では大きな流動資金が、必要である。なぜならば、裁定取引操作は、利益をあげるためには、常に極めて迅速かつ大規模になされねばならないからである」⁽¹⁾

以上のような手形流通のもたらす技術的特異性から国際取引とそのための銀行業務の必要性が生れてくる。一方手形流通そのものは商業貨幣流通であ

り、それだけではたんに商業信用範疇にとどまるにすぎない。しかしながら、手形流通＝貨幣流通中断の矛盾は商業貨幣そのものにふくまれている。この矛盾克服として手形割引がおこなわれ、商業信用が銀行信用へ肩代わりされることとなる。銀行信用は手形割引その他の貸付行為などを通じて発展し、自立化した銀行資本＝銀行業はこれらの信用をささえる機構として発展し、つぎのような形態をとって社会の再生産過程の統一化をはかることとなる。

「再生産する資本家たちの一方の部分から貨幣を借りる銀行業者が、再生産する資本家たちの他方の部分にその貨幣を貸し、そこで銀行業者が福の神として現われ、それと同時に、この資本の処分権はまったく仲介者としての銀行業者の手に握られてしまうという形態である⁽⁶⁾」

このような銀行・信用制度の展開は資本主義的生産様式を、「その可能なかぎりの最高最終の形態まで発展させる推進力⁽⁴⁾」なのである。このようなことが可能となるのは、信用制度そのものが産業資本特有の一形態によるからである。それはさておき、銀行信用が商業信用を代位するということは、一面において手形の経済的機能として重要な貨幣節約機能をさらに徹底せしめることを意味している⁽⁵⁾。逆にいえば、貨幣節約機能をおしすすめてゆけば、銀行信用へ展開せざるをえない一面もあるといえる。この面は銀行信用が貨幣取引資本としての発展の結果としてとらえられているが、この場合でも手形の経済的機能との関連についてもふれておくべきであろう。

いずれにせよ銀行信用は、商業信用形態を基礎として成立せざるをえず、その具体的なあらわれが手形割引ということである。ところで銀行資本＝銀行業のはたす役割は、とくに国際取引関係でいちぢるしく重要性をおびるということはさきに指摘したとおりである。では国際取引における銀行業のおこなう手形割引とはいかなることを意味するであろうか。この場合あきらかに、手形割引は銀行業と貿易商などとのあいだで、外国為替手形と国内通貨との交換という現象形態であられる。この形態はたしかに銀行業と貿易商などとのあいだでの外国為替手形の売買という形をとるようにみえる⁽⁶⁾。この

ような現象形態は外国為替取引が一連の商品流通過程に限定され、かかる商品流通過程の円滑化ないし拡大化をはかる商業信用のあらわれとして、外国為替手形が出現したという事情にもとづいている。為替取引をこのような商業信用範疇にとどめておくかぎり、銀行業と貿易商などとのあいだの手形譲渡も売買形態ととらえられてしまう。しかしながら、銀行業と貿易商などとのあいだのこのような手形売買形態を、本質的には手形割引であるとすれば、貸付取引でなければならないことはすでにのべたとおりである。ところで、外国為替取引はおおきくわけて二つの種類に集約できる。一つは逆為替であり、一つは順為替である。順為替とはかんたんにいってたんなる送金為替をさし、逆為替とは外国為替手形の振出をとまらう為替取引を意味する。外国為替取引に銀行が介入する場合、以上の二種類の取引にそれぞれ関係するわけであるが、順為替の場合はたんに送金取引を媒介するにすぎない。しかしながら、逆為替の場合には、若干の例外をのぞいて銀行は外国為替手形の割引をおこなうこととなる。したがって、逆為替の形で銀行が為替取引に介入することは実体的にみて貸付取引としてあらわれざるをえない。しかも貿易取引の場合、順為替には資金繰上の不利などのさまざまな欠点があり、「貿易代金の決済には主として逆為替が利用されている⁽⁹⁾」のが現状である。

したがって、外国為替取引に銀行資本が介入することは、形態がどうあろうとも実体的には貸付取引としてあらわれてくる場合がおおいのである。かりに外国為替取引が外国為替手形に集約された場合を考えれば、貿易商はこれらの外国為替手形を満期日まで手もとにとどめて、期日に銀行経由して取立依頼をする以外は、銀行へ割引依頼せざるをえない。この面のみでは為替取引は貸付取引とみられるわけである。この面からみれば為替取引＝貸付取引としての現象形態をとっているとみてもさしつかえない。しかしながら、その結果為替取引もこのような貸付取引そのものであるというわけにはゆかない。なぜならば、外国為替手形の割引の場合は、たんなる手形割引とちが

って、割引行為の前提に「ある貨幣種類と他の貨幣種類との単なる両替から生ずる位置転換」が生じなければならぬからである。つまり両替取引そのものが手形割引にプラスされてゆく過程に為替取引の現象形態があらわれるが、その基礎は両替取引＝貨幣取引であることを忘れるべきではない。このように手形割引と為替取引の一体化による現象形態として、銀行信用のもとにおける為替取引はあらわれるが、手形割引によって為替取引がすべてカバーされているわけではない。なぜならば、為替取引は送金手段としての本質をもつかぎり、為替取引がすべて為替手形に結実されているわけでないからである。しかしながら、おおくの場合、為替取引は銀行信用のもとにくみこまれて現象していることは否定しがたい事実である。このことは利子生み資本の運動のもとに為替取引が包摂されてゆくことをあらわすのであり、この点をさらにつきつめて検討するために、利率と為替取引の関連にふれてみる必要がある。

注 (1) ヒルファディング著『前掲書』152ページ。

(2)(3) Marx-Engels Werke “op cit” S. 522 邦訳 25b 647ページ。S. 620 邦訳 782ページ。

(4) 「産業資本が利子生み資本を自分に従属させるほんとうのやり方は、産業資本に特有な形態——信用制度——の創造である。……信用制度は産業資本自身の創造物であり、それ自身産業資本の一形態であって、それはマニファクチュアとともに始まり、大工業とともにさらに仕上げられるのである。」(Marx-Engels Werke Bd 26—3 S.S. 460~461。邦訳マル・エン全集 26—Ⅲ〈剰余価値学説史Ⅲ〉大月書店 1970年 606ページ)。

(5) 「現金の節約は、第一に、手形がより多く相殺されるほど、より大きいであろう。そのためには特有の施設が必要である。手形が集められて突き合されねばならない。この機能を銀行が果す。

次に貨幣の節約は、同じ、手形が支払手段として機能することが多いほど、それだけ大きくなる。しかし手形の流通は、その支払能力が確実であればあるほど、より広範囲でありうるであろう。流通手段および支払手段として機能すべき手形の可信性は、周知されていなければならない。この機能も銀行のものとなる。銀行は手形を買うことによって、この両機能を果す。銀行業者が手形を買えば、彼

- は信用を与える者である。銀行業者は、商業信用に銀行信用—彼自身の信用—を代置する」(ヒルファディング著『前掲書』125~126ページ)。
- (6) この現象形態にそくして、為替相場を手形売買価格として体系的に論理展開されたのは、小野朝男氏である。
- (7) 三木邦男著『国際金融論』、金融財政事情研究会 昭和45年 86ページ。
- (8) 為替取引=貸付取引として体系的に、為替相場=為替利子説を主張されたのは川合一郎氏である。
- (9) Marx-Engels Werke Bd 26—1. S. 289. 邦訳 26—1〈剰余価値学説史I〉388ページ。
- (10) 「外国為替取引について、ふれておきたい。それが本質において通常の手形割引と同様のものであることについては、述べるまでもない。ただ国際的商業手形の割引であるということから大きな違いが生じてくる。それは、国内の通貨でもってする国際的な商業貨幣の置換である。国内の銀行信用が国際的商業信用を肩代りする。……為替相場の特質は、国際的な貨幣取引に関することである。現象としては国際的信用貨幣と自国信用貨幣との交換比率、埋伏しては両本位貨幣のあいだの交換がひそんでいる」(高木暢哉著『前掲書』10~11ページ)。
- (11) 「貨幣取扱業務としての為替業務も、……それ自体必然的に貸付業務に結びつく。そして銀行のための貸付業務、いかえれば貸付資本の獲得ならびにその運用操作としてのその性格を強く前面に押しだしてくる。……為替取引は、貸付取引によって、全面的に吸収され、従属させられる」(小野朝男著『外国為替』春秋社、昭和32年 24~25ページ)。

第四節 利子率と為替取引・為替相場

本節では、利子率と為替取引・為替相場の関連を検討するが、はじめに為替取引そのものは貸付取引でないことをさらにたしかめておこう。

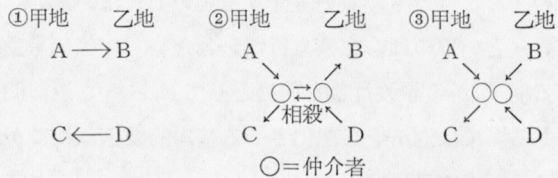
為替取引を貸付取引とみる論点はなにか。代表的な見解として川合一郎氏の説を引用しよう。⁽¹⁾ま

ず氏のあげておられる

図をかかげておく。

「さきの例でAから

Bへの貨幣商品金の



輸送を、AからCへの貨幣商品金輸送にふりかえる過程は、たんなる技術的輸送としてではなく、Aが自己の貨幣商品金をもって、CがDに対してもっている貨幣請求権を肩代りするための交付(=貸付)という形で行われる。……貨幣請求権が発生する典型的な場合は、貨幣請求権は債務請求権であるから、貨幣請求権の肩代りは一般に債権の肩代りという形であられる。すなわち、A→Bという貨幣商品金の輸送をA→Cという貨幣商品金の輸送に振替える過程は、当事者の具体的な行動としては既存債権の肩代りという貸借取引として行われる。すなわちA→Cの貨幣輸送(=貨幣取扱事務)は、(1)貸付という形で、(2)しかもたんなる貸付ではなく、既存債権の肩代り、信用代位、債権譲受、の形で行われる。このかぎりにおいてそれはもっとも普通の信用代位たる手形割引や既発行社債の買入れと違⁽⁸⁾うところはない。

上記の説で、はたして貸付取引がなりたっているであろうか。いったい貸付取引とはなにか。貸付取引であるためにはつぎの二条件が絶対に必要である。第一の条件は「ある期間の後に返済されるという条件での貨幣の譲渡」でなければならないということである。この条件は貸借行為の「独自の形態の運動」⁽⁴⁾でもある。このような貸付行為の形態は貨幣をたんなる貨幣としてでなく、資本として譲渡するための唯一のふさわしい形なのである。ではなぜ貸付取引はこのような返済条件を絶対に必要とせねばならないのであろうか。それは貸付取引がたんに価値形態変化でなくして——たとえば商品形態と貨幣形態との交換——一方的な価値の移転がおこなわれるからである。つまり一定の貨幣額は「等価なしに手放され」⁽⁵⁾るのである。すなわち「変態上のどんな行為も、買いも売りも表わしてはいない。所有は譲り渡されはしない、というのは、交換も行なわれないし、等価も受取られていないからである」⁽⁶⁾。かかる譲渡行為を前提としてはじめて返済問題が必然的に生じるのである。では返済を必然化させる基本的要因はなにか。マルクスはつぎのよう⁽⁷⁾にのべている。

「資本として前貸しされる貨幣は、それを前貸しする人、すなわちそれを資本として支出する人の手に帰ってくるという属性をもっているのだから、つまり $G-W-G'$ が資本運動の内在的形態なのだから、まさにそれだからこそ、貨幣所有者は、貨幣を、資本として、すなわち自分の出発点に帰るといふ属性、自分が行なう運動のなかで自分を価値として維持し増殖するといふ属性をもつものとして貸し付けることができるのである。彼がそれを資本として手放すのは、それが資本として使われたあとでその出発点に還流するからであり、つまり、まさにそれが借り手自身のもとに還流するからこそある時間の後には借り手から返済されることができるからである」⁽⁷⁾

以上のように貸付行為にとって返済問題が絶対必要条件であるのは、これなくしては貸付＝譲渡行為が成立しないからである。また貨幣を資本として手放すこと、つまり一方的な価値の手放し形態は、貸付資本運動の基本的運動の形をさすのである。この基本的な運動形態は譲渡と返済としてあらわれる。⁽⁸⁾

つぎに貸付取引必要条件の第二にあげられるのは、譲渡と返済がこの取引の基本形態とするならば、この形態にとって必然的に利子がともなうということである。利子のともなわない貸付取引とはありえない。これはとくに説明するほどのことでもないであろう。⁽⁹⁾

さて以上のように貸付取引の基本形態は譲渡と返済であり、その結果利子が生ぜねばならないという二点が基本的な必要条件であるとすれば、上記の川合一郎氏のいう貸付取引はその概念にあてはめることができるであろうか。

第一に為替取引は川合氏自身もみとめているように回収や返済問題がまったく生じない。川合氏はこの問題を為替現象の特殊性をひきおこすものとして、⁽¹⁰⁾ 為替取引の売買的外観の強化と貨幣請求権の強化とをあげておられるが、返済問題が生じない貸付行為は成立しがたいであろう。たとえばさぎのべ

たように手形割引取引は形態的に手形売買としての外観をとり、そこで売買されたとみられる手形上の権利が強化されているのであるが、それにもかかわらず、返済問題が生じているかぎり本質的に貸付取引であるといえるのである。しかし為替取引に返済問題が生じないことはこの取引そのものがほんらい貸付取引でないことをあらわし、たんに為替の特殊性としてかたづけるわけにゆかない。

さらに第二の問題として、為替取引が貸付取引でないことは、為替取引に利子が生じないことでもあきらかである。川合氏は為替取引を貸付取引とみるために、どうしても利子の存在をみとめざるをえない。そのために氏が苦心して考えられたのが、いわゆる「為替利子」として特殊な形態をもつものとしてとらえられたものである。このためにたとえばマイナスの利子というような非現実的な想定もされているわけであるが、氏がこのような苦心をされても為替利子の存在を証明できないことは、もともとこれは存在しないからである。

以上の点からみると、為替取引はほんらい貸付取引でなくして、流通空費節約のための貨幣現象にすぎず、とくにこの現象が送金手段の合理化の過程としてあらわれていると考えられる。送金・決済手段として代表されるものが外国為替手形であるが、このようなたんなる貨幣技術現象の為替取引は、どのように貸付取引とむすびつのであるだろうか。すでに前節で指摘したように外国為替手形の割引取引として為替取引は、銀行信用のもとに包摂されてあらわれる。貨幣取引現象としての本質をもつ為替取引は手形割引を通じて銀行信用にくみこまれ、全面的に展開する。つまり貨幣現象としての本質をもつ為替取引と貸付取引をむすびつける媒介的役割をはたすのは、手形割引にはかならないのである。このような手形割引の重要な役割は、まさに商業信用から銀行信用への発展の一契機をなすこととまったくおなじ役割をあらわしているとおもわれる。このように、為替取引の本質が銀行信用のもとの現象形態を規定する手形割引の重要な役割について、過小評価する見解が

ある。この代表は、小野朝男氏の見解である。氏は為替相場の本質を手形売買価格説ととらえる立場から、川合説について正しい批判をおこなっているのであるが、為替取引は貸付取引でないことを強調するあまり、手形と貨幣の交換そのものも貸付取引でないことのように主張しておられる。

「手形は債務証書であり、支払約束書であるから、それには、必ず代金の返済が伴う。だからその手形を購入すれば、その購入に際しての貨幣の譲渡が、この返済を条件にした貨幣の譲渡になることは、理の当然である。だがしかし、それが一定期間後の返済を条件にした貨幣の譲渡——貸付になるかどうかは、その取引に期間が入るかどうかにかかっている」⁽⁸⁾

以上の小野氏の主張は、本質的に手形と貨幣の交換は貸付取引であることはみとめられておられる。しかし為替取引としての手形と貨幣の交換が貸付でないことは、それに期間が入るかどうかにあるというのである。つまり為替取引としての手形と貨幣の交換には、期間が入らないから貸付でなく、たんなる売買であるといわれるのである。たしかに、かりに商業信用段階としてのみ、為替取引をみるならば、外国為替手形と貨幣との交換形態としてあらわれる。しかしこのような交換形態は抽象的な純粋な商業信用段階に限定した場合にあらわれるのであり、論理的に存在するものの現実的にこのような形態であらわれることはほとんどないであろう。それはさておき、ここでまず問題となるのは、第一に氏によって重要な概念である、「一定期間」がかなりあいまいなことにある。つまりこの「一定期間」はいったい具体的にどのくらいの期間をさすのか、あまりあきらかでない。おそらく、この「一定期間」がないというのは、銀行が一覧払外国為替手形を貿易商などから購入した場合をさし、すこしでもユーザンスのついた手形は「一定期間」であると理解してよいであろう。そうすると問題は、銀行が一覧払手形を貿易商などから割引いた場合、これはたんなる手形売買であるのか、あるいは貸付取引なのか問題である。ここで判定基準となるのは、やはり返済問題と利子がつくかどうかの二つのことにもとめられるべきである。とくに一定期間を問題

としないのは、すくなくともここで返済問題があるとすれば、それはいうまでもなく一定期間があることをしめすからである。一覽払手形の場合でも、銀行の立場からみればあきらかに貸付行為である。すくなくとも、買取った手形は他所払手形（外国地払）であるから、その手形を支払地へ郵送し、正式に呈示をなし、手形代金の回収をおこなわねばならない。これらの郵送日数や呈示に必要な事務的手続日数などの期間は、あきらかに貸付行為＝前貸行為として成立せざるをえない。回収が完了すればここで返済問題は消滅し、貸付取引も消滅するわけである。為替取引が手形にあらわされるかぎり、原則的に手形所持人がその手形を取立手形として、銀行に依頼するほかは、ほとんど貸付行為としてあらわれる。為替取引の現象形態が利子生み資本の運動に吸収されるかぎり、これらの事情は当然であるといえよう。小野氏の見解は、為替取引の本質とその現象形態（とくに銀行信用のもとにおいての）の複雑な関係を的確にとらえられなかったために、誤ったのではないかとおもわれる。

為替取引の本質と現象形態の関係をはっきりととらえなくては、その複雑な構造はわからないであろう。ところで為替取引を現象的にみれば、銀行業という信用機構の介入によって銀行信用のもとで全面的に展開せざるをえない。銀行信用のもとで為替取引の結果としての外国為替手形の割引が利子生み資本の運動下におかれることとなる。つまり為替取引と手形割引取引の一体化が銀行信用のもとで為替取引の現象形態としてあらわれる。以上のような為替取引の結果として、為替相場はたんなる貨幣現象としての両替相場としての本質が信用制のもとにおいて手形割引を通じての割引料（利子）⁶⁴が付加されてあらわれるという現象形態をとることとなる。この現象形態を媒介するのは外国為替手形の存在である。しかしながら、外国為替手形でもってあらわされる商業信用と利子をうみだす信用である銀行信用とは本質的にことなる。⁶⁵外国為替手形が割引かれることによって、商業信用は銀行信用に代位され、この代位過程に為替相場が現象する。為替相場が現象するのはなにもこの代位過程のみでおこなわれるものではないが、もっとも典型的な形と

してこれがあらわれるのである。かくてこの代位過程において利子（割引料）と為替相場の関連がでてくるのである。しかしこの関連で注意することは、両者の関連がかならずしも直接的なものでないということである。つまり銀行信用による商業信用の代位過程としての手形割引取引においてのみ、為替相場は割引料が加算される形であらわれるのである。このことは、さまざまな為替相場が銀行と貿易商などのあいだでたてられているが、その中心となるのは電信為替相場であることをみればあきらかなことであろう。為替手形の相場はこの電信相場を中心として利子率を勘案してたてられているのが現状である。これらの事實は為替取引がほんらい貸付取引でなく、たんなる貨幣取引であり、したがって為替相場も貸付取引をあらわす利子とはほんらい無関係にたてられることをあらわしている。しかしながら、為替取引は資本制生産様式の発展のもとでは必然的に信用体制にくみこまれてゆき、その結果銀行信用に包摂されてしまう。かくして為替相場の現象形態は信用制のもとにおいて一見貸付取引の外観をとり、利子とふかい関連をもって相場が成立するかのようにならわれてくる。しかしこのような現象形態と本質は一応あきらかに区別してとらえねばならない。また利子率と為替相場の関係は現象形態としても直接的なものでなく間接的なものとしてとらえなくてはならない。なぜならば、さきにのべたように為替相場はまったく利子率と無関係に決定され、ただ外国為替手形割引の形態による為替相場現象の場合にのみ、利子は割引料という形で為替相場に一体化してあらわれるという関係にあるからである。⁶⁹⁾

以上のように本質的にみれば、利子は信用取引の特有現象であり、為替取引は信用取引でなくたんなる貨幣取引であるということから、為替相場も本質的に利子とは直接的に関係なきものととらえられる。しかし利子と為替相場の関連は直接的なものでないととらえられても、両者の相互の影響力はかなりおおいものである。⁶⁹⁾

両者が直接的に関連がなく、相互に独立的に変化が生じるということは、

利子率の変化は「貨幣資本にたいする需要⁽⁸⁸⁾」によって生じるのであるが、為替相場の変動は実質的には一国の国際収支によって生じるのであり、名目的には一国貨幣の減価によって生じるのであるという理由にもとづく⁽⁸⁹⁾。この点からみれば両者の変動要因はまったくことになっている。したがっていかなる意味においても利子率は為替相場の決定要因であるとはいえない。

ではこのように本質的にまったくことなる両者はなぜ相互に影響しあうのであろうか。マルクスは利子率の引上げは為替相場にどのように作用するかということについて、1857年イギリスにおける銀行立法にかんする下院委員会のつぎの証言を引用している。

「銀行業者や有価証券取引業者の一大富裕階級があって、いろいろの国々のあいだでの利子率の均等化や商業的気圧の均等化は、通例はこの階級によって実現されるのであるが、この階級は……値上がりの見込みのある有価証券を買い入れようと絶えずあたりを見まわしている。……彼らにとって適当な買い入れ場所は、金を外国に送る国であろう。……すべての金の操作では多くの点を考慮に入れねばならない。問題は、為替相場と、貨幣を手形が満期になるまで投じておくことのできる利子率である」⁽⁹⁰⁾

以上の証言は要するに金の流出国は貨幣資本の需給のバランスがくずれて利子率があがることをいいあらわしている。利子率の上昇はいろいろの国から貨幣資本が集中することとなり、そのためその国の為替相場は上昇せざるをえない。このような時には、すでに貴金属の流出はとまり、逆に流入現象があらわれてくることとなる。為替相場が上昇して、その国の利子率の高騰によってえることのできる収益を打消すようになれば、このような貴金属の流入はとまることとなる。だから、利子率と為替相場の変化の相互影響を媒介するのは、貴金属の流出入にあるといえよう。すなわち、「かなり大きな金流出があるときには貨幣市場は概して窮屈である。すなわち、貨幣形態の貸付資本にたいする需要が大きく供給を超過するのであって、利子率が高くなるのはまったく当然の結果である」⁽⁹¹⁾。為替相場のはたす一般的役割が貴金

属の国際的移動のバロメーターであり、このような貴金属の移動が貨幣市場における貨幣資本の需給関係に影響をあたえ、その結果利率の騰落が生じるわけである。

しかしながら、以上のべたことは利率と為替相場との関連においてのみ貴金属移動の要因をとらえたものにすぎないことに注意すべきである。なぜならば、貴金属の不断の流れはなにも為替相場と利率によってのみ規定されるものではないからである。貴金属の移動を直接に規定するのは、いうまでもなく第一には商品輸出入の結果によるものであり、第二には貨幣形態による資本輸出により、第三にはもろもろの対外的な経済的支出によってである⁽⁸⁾。これらの基本的規定要因を基礎として、貴金属の流れがおこなわれるのであり、利率と為替相場はこれらの基本要因の規定をうけながら、貴金属の流れに二次的な影響をあたえるにすぎないのである。このような点をかえりみないと、利率の変更によって貴金属の移動を管理することが可能となり、ひいては為替相場の変動をも管理できるかのような謬見が生れてくる。この結果、為替政策のもっとも主要な手段は金利政策にあるというような考え方が生じることとなる。あるいは利率の動きが為替相場を決定するという考え方も生れてくる。このような考え方は原理的にみればあきらかに誤りである。またこのような現象的な考え方は為替政策をたんに金利政策に解消してしまふ謬見につながる⁽⁹⁾こととなる。

注 (1) 川合一郎氏は、為替取引をすべて貸付取引とみなしているわけではない。氏は為替取引を二重として、つまり貨幣取扱的面と貸借取引的面としてとらえている。

(2) 川合一郎著『資本と信用』有斐閣、昭和29年 191～192ページ。

(3)(4)(5)(6)(7) Marx-Engels Werke Bd 25 S. 362 邦訳 25a 436ページ。S. 360、邦訳 435ページ。S. 365 邦訳 441ページ。SS. 359～360 邦訳 434ページ。S. 362 邦訳 436ページ。

(8) なおこのさいに、さきにもふれておいたが、手形割引の返済問題についても一言のべておこう。さきにのべたように、手形割引において返済問題は特殊な形であられる。手形満期日のさいに手形が決済されたならば、貸付資本にとって返済は、直接の借り手より返済としておこなわれず、手形支払人から返済という

形でおこなわれる。この点宇野氏の指摘していることは正しい。「いかにも割引を受けた『顧客』自身は返済しないかもしれないが、手形の支払人は返済しなければならない」(宇野弘藏著『前掲書』247ページ)これはすでにのべたように手形割引が手形という商業信用範疇を前提条件としてなりたっている特殊条件によるのである。だから手形が不渡りとなった場合には、ただちに正常な返済問題が生じるわけである。ところでこの特殊条件は、手形割引が手形売買形態をとることにあらわれている。ここでは貸付取引にとっていわゆる一方的な価値移転はかならずしも生じていないのである。形態が売買であるかぎり、貸付けるものにとって一方的な価値移転でなく、価値は手放されず、別な形態、信用証書、支払請求書の形態でのこされるのである。そしてこの信用証書は、一連の商品流通過程をあらわすものである。しかし問題はこの信用証書は非流動的な観念的な貨幣形態を意味するかぎり、現実の貨幣へ転化するまでは、貸付者にとってほんとうに価値を手もとにとどめておいたことにならないであろう。したがって手形割引のさいのこの売買形態も実体において真の価値は手放したとみるべきであろう。

- (9) したがって手形割引をたんに手形売買とみなす立場では、割引料を利子とはみなさずに、たんなる値引きとしてとらえている。

「通説は、その法律上の性質を手形の売買であるとして居り、従って割引料なるものは利息ではなく『値引』であると解せられて居る」(伊沢孝平著『手形法・小切手法』有斐閣 昭和41年版 17ページ)。

- (10) 「貸借行為でありながら、当事者にとって、後日に回収や返済が問題とされぬことは、為替現象の特殊性をひきおこす重要な契機となる」(川合一郎著『前掲書』193ページ)。

- (11) 手形上の権利とは、法律的にいつて支払人へたいする手形金支払請求権と裏書人へたいする償還請求権の二つである。このような手形上の権利譲渡は手形の裏書によっておこなわれる。裏書譲渡は一般の債権譲渡よりはるかに効力がつよい。「裏書による譲渡は、一般の債権譲渡よりも、手続的に簡単である。即ち、裏書人が手形上に記載をして手形を被裏書人に交付すればよく、債務者にそれを対抗するため特別の手続をとる必要がない。その上、その効力も、民法上の債権譲渡に比して遙かに強力である」(鈴木竹雄著『手形法小切手法』有斐閣、昭和32年225ページ)。このように手続上かんたんでその効力がおおきいことは、手形流通の円滑化を促進するものであることはいうまでもないであろう。ただ、裏書によって移転されるのは、手形にあらわされるいっさいの権利であるが、手形の権利に附随する質権・抵抗権などの権利も移転するかどうかについては、法律学者の意見は二つにわかれている。通説としては、これらの権利の移転を否定し、(た

たとえば、鈴木竹雄著『同上書』233ページ)、一方伊沢孝平氏は、民法上の原則である従たる権利は主たる権利にしたがうという点から、また手形流通上からも望まじきものとして以上の権利は移転すると主張しておられる。(同氏著『前掲書』383ページ参照)。

- (12) 川合説について正当な批判はすでに桑野仁氏によってなされている。桑野氏は貸付要因を、①時間的経過、②回収、③利潤の一部もたらす、という三条件ととらえ、つぎのように批判をされている。

「川合氏の為替『貸付』においては、①時間的要素がなく、②回収ということは問題とならず、③利子をもたらさずに、反対に『マイナス利子』が生じるといふ、ふしぎな貸付である。

氏はこのような矛盾を、現送費節約という目的によく『変形』『加工』のためと説明されるが、その説明が精緻をきわめるほど、空疎性がめだってくる」(桑野仁著『国際金融論研究 改訂』法政大学出版局 1969年 83ページ)。ところで桑野氏は、交換比率説の立場から為替相場の分析をこころみており、いわばこの立場の代表者とみなされるわけであり、わたくしの立場も基本的には氏の説に同調するものである。ただし氏の論理展開には、若干混同があるようである。その一つに為替取引と信用取引との混同がみられる。すでにのべたように、為替取引と信用取引＝割引行為とは、範疇的にまったくことなるものであり、両者の混同はゆるぎされない。桑野氏は、為替取引と割引行為を同一のものとしてとらえ、割引を手形売買としてみることによって、為替取引に信用をとまらすが、貸付でなく売買であると主張されている。しかし割引行為はまさに信用取引にほかならず、ただ純粋な信用取引でなく商業信用とふかくからみあうために、形態的に売買行為といえるという特殊性をもつにすぎない。この取引は為替取引と本質的にことなるものである。このことはくり返しのべたことである。

- (13) 小野朝男著『外国為替』春秋社 昭和32年 82ページ。
- (14) 「割引きされた金額が割引料であって、貸付業者である銀行の立場からみれば渡された銀行通貨にとっての利子のごとくにみなされる。この利子は、のちに商業手形の債務者が発面記載の金額を支払うことによって実現される。こうして手形割引は、銀行業者の立場からは、割引料という利子が徴収される貸付取引であるということになる」(高木・竹村共著『前掲書』256ページ)。
- (15) 「商業信用そのものなかみに利子つき資本をめぐる社会関係の存在がじっさいにみとめられるものであるならば、商業信用と銀行信用とは『本質的にちがう』ものではないはずであろう。両信用の本質的なちがいは、むしろ、商業信用の本質が利子つき資本をめぐる社会関係とはほんらいなにかかわりないのにた

いして、銀行信用は利子つき資本をめぐる社会関係の近代的な主要実現形態としてある、という点にみられるのではないか」（飯田繁著『利子つき資本』有斐閣昭和34年 459ページ）。

なお商業信用において利子がともなうのかという問題について、たとえば最近大内力氏は、宇野弘蔵氏のあいまいな主張を批判して「商業信用に利子をとまなうことは、あるいみで自明のこと」（大内力稿「商業信用における利子」『経済学論集』第35巻第3号 6ページ）と断言されている。これらの最近の論争については、日高普著『商業信用と銀行信用』や、鈴木鴻一郎稿「ある信用しがたい信用論(1)」『経済学論集』第36巻第2号などを参照のこと。

- (16) 為替の本質を貨幣取引とみないで、商業信用とみる見解にとっても、割引料と相場の関係はつぎのようにとらえられている。

「外国為替の本質的契機はそれが商業信用だということにある。だからそこでは清算までに一定期間があるのが本来的なのであって、一賢払い手形といってもこうした性格を変えてしまうものではない。……そして為替相場は最終的にこの相殺をうけるまでの見込期間に関係してくる。それというのも、このように現金化までに待機の間がある以上、当事者はその為替手形を割引くか、その間利子負担をしなければならず、この割引率が為替相場に影響していくからである。」（辻忠夫著『国際金融論序説』日本評論社 昭和42年 127ページ）。

- (17) マルクスは、この両者の関連をつぎのようにのべている。

「利子率は為替相場に、また為替相場は利子率に影響することがあるであろうが、しかし、為替相場が変動しても利子率は不変でありうるし、また利子率が変動しても為替相場は不変でありうる」（Marx-Engels Werke “op cit” S. 595. 邦訳 25b 750ページ）。

- (18) Marx-Engels “ibid” S. 435 邦訳 25a 534ページ。

- (19) 拙稿「為替相場論序説」『岐阜経済大学論集』第2巻第1号参照。

- (20)(21) Marx-Engels “op cit” S. 590 邦訳 25b 742～743ページ。S. 590 邦訳 742ページ）。

- (22) ローゼンベルグ著 宇高基輔・副島種典訳『資本論注解』5分冊、青木書店、1964年 147ページ参照。なお、これらの要因のうち、とりわけ「貨幣形態における資本の輸出が、帝国主義時代においては、この外に他の条件と、すなわち、他国を隷従せしめようとする列強の努力と結びついていることを注意しなければならぬ」（カズロフ編米村正一訳『貨幣と信用』ナウカ社 昭和8年 236ページ）。

- (23) 「割引率は所与の資本主義国において金準備を強固にし、国際収支を平衡させ為替相場を改善する武器である。割引政策は常に為替政策に貸付資本管理の政策

に役立った」(カズロフ編『同上書』251ページ)。

② 為替政策の重要性を主張して新井真次氏はつぎのようにのべておられる。

「日銀は……為替政策の独立的存在を否定する態度であって、その論法をみると、『金融政策に並立するものとして為替政策をとりあげる論議の立て方はほとんど、その例がない』とし、『為替の売買とか為替相場の維持とかに関する政策は本来金融政策に属するもの』としていることである。……日銀が強いて為替政策を肯定すると金融と為替との対等性を是認することになり……。われわれをしていわしめれば、金融政策と為替政策とは本来並立的であって、為替は金融に隷従するものでなく、これらの二政策は財政政策と共に経済政策の三大基幹をなすものであるとしたい」(新井真次稿「中央銀行の独立性と為替支配権の所在」大蔵省銀行局編『中央銀行制度』昭和35年 146ページ)。

おわりにかえて

本小論では、手形割引を貸付取引と規定し、国際取引ではこのような手形割引が普及化し、そのため為替相場も手形割引と一体化して貸付取引としての外観であられるということをおきらかにしてきた。この形態が銀行信用のもとでの為替相場の現象形態であると規定できる。しかしすでにのべたように為替取引の本質は貨幣取引であり信用取引でなく、したがって為替相場の本質もまた貨幣現象とみなざるをえない。したがって本質的には為替相場は銀行信用の必然的現象としての利子とは直接的に関連はない。ただ貴金属流出入を通じて両者は相互におおきな影響をあたえあうにすぎない。

ここで最後に注意しておくことは、つぎのことである。為替相場の構造的特質は、本質が異種貨幣間の交換比率であるにもかかわらず、商業信用段階の現象形態としては外国為替手形に集約され、銀行信用段階の現象形態としては信用取引＝外国為替手形割引行為と一体化してあられるということである。ただし問題なのは、さきにのべたように商業信用段階としての為替の現象形態は通常ほとんどあられなく、もっぱら銀行信用のもとにくみこまれざるをえなくなっているということである。すなわち、国際取引にせめる外国為替手形はほとんどが銀行によって割引かれるということが特色である。

この理由は、外国為替手形は商業貨幣として転々流通する機会が外貨表示のためほとんどないためである。なぜならば「外貨としては、国内支払手段として機能しないからである」⁽¹⁾。したがって為替相場の本質が商業信用段階、銀行信用段階においてそれぞれ現象形態があらわれるにせよ、ほんらいの現象形態としてもっばらあらわれるのは、銀行信用段階におけるものというべきであろう。資本制信用形態は銀行信用であり、商業信用はいわば副次的地位をしめすものであることを考えれば、上記のことは当然であるとおもわれる。利子生み資本の運動は商業信用ではおこなわれず、それは銀行信用においてはじめて完全に実現される。したがって為替取引現象も利子生み資本運動の一環にくみこまれて具体的にあらわれざるをえなくなるのである。

最後に為替相場の本質を分析するさい、手形割引のもつ重要性をくり返し確認しておきたい。すでにほかの機会にのべたように、為替相場の本質を異種貨幣間の交換比率ととらえる場合にどうしても解決せねばならないおおきな問題が二つある。その一つは両替相場と為替相場の関連性の問題であり、為替相場を両替相場の展開形態ととらえるならば、いったいこの展開形態をどう理解すべきかという問題である。この問題については、すでに「為替相場の研究(1)」として考察をこころみ⁽²⁾た。つぎに第二に考えられるのは、つぎのことである。すなわち為替相場の本質規定から現象形態への展開論理をあきらかにせねばならないということである。すでにあきらかなように、この展開論理の基軸をなすのが外国為替手形である。この基軸点を前提としながら手形割引を媒介として、為替取引＝貨幣取引と信用取引の複合形態があらわれ、銀行信用＝利子生み資本の運動の一環としての為替取引現象が規定される。このように外国為替手形の存在と手形割引のもたらす役割は、為替相場本質分析にとって重要な意義をもつものであるといえるのである。

注 (1) 桑野仁著『前掲書』85ページ。

(2) 拙稿「為替相場論研究の問題点」金融学会編『金融学会報告・32』掲載子文。

(3) 拙稿「貨幣取引業と商業信用」『岐阜経済大学論集』第3巻第1号。